

## 4章 部門別の方針

### (1) 土地利用の方針

#### <目標>

地域の特性を活かしたにぎわいとゆとりの共存するまち

- 現在の土地利用の規制や誘導の仕組みを基本としつつ、地域の特性や港南区全体のバランスに配慮した土地利用の誘導を進めます。
- 新たな市街地整備や既存市街地の再整備の必要が生じた場合は、地域の状況や周辺の環境にも配慮しながら適切な土地利用の誘導を進めます。

#### 1) 駅周辺

- バランスのとれた機能の集積による拠点のにぎわいづくりと、緑化や誰もが過ごしやすいゆとりある空間づくりを進めます。
- また、住宅地と商業施設などとの共存を図り、活気ある拠点とその周辺市街地の形成を目指します。

##### ①主要な生活拠点（上大岡駅周辺）

#### <背景>

- ・上大岡駅周辺は、交通基盤の整備が早くから整い、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能の集積が進んでおり、また横浜市の交通ネットワークの主要な拠点としての広域的な拠点性と地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心となっています。今後は、港南区の中心としての機能のさらなる充実と、周辺地域へ与える影響への対策が課題です。

#### <方針>

- 港南区の中心である上大岡駅周辺では、より活気とゆとりのある拠点づくりを進めます。
  - ・駅周辺では、バリアフリー化を推進するとともに、緑化・オープンスペースの設置や誰もが過ごしやすい空間づくりを進めます。
  - ・上大岡C北地区（2号再開発促進地区）の市街地再開発事業では、拠点にふさわしい都市基盤施設の整備を図るとともに、商業施設、都市型住宅等の整備を図り、商業環境等を向上させます。
  - ・大規模な建築物の新築や建替えの際には、周辺地域と調和した拠点づくりのため、事業者や地域の商店街などと連携し、周辺住民に配慮したまちづくりを促進します。

##### ②生活拠点（港南中央駅、港南台駅、上永谷駅、下永谷駅周辺）

#### <背景>

- ・港南中央駅周辺は区役所をはじめ複数の公共施設が集まっています。今後は、これらの施設を利用しやすくし、区民の活動がより活発なものとなるよう支援することが重要です。

- ・港南台駅、上永谷駅周辺の各拠点は、それぞれ商業、業務機能が集積しています。今後は、それぞれの地域での生活の質を向上できるように、様々な機能の強化とゆとりある空間整備が求められます。
- ・下永谷駅は市街地の縁辺部に位置しており、駅周辺部には商業、業務機能の集積が低い状況です。今後は、周辺住民の利便性を向上できるように、機能の充実が求められます。

#### ＜方針＞

- 駅勢圏が大きい港南台駅及び上永谷駅周辺と行政機能が集まる港南中央駅では、生活利便性の向上を進めます。
  - ・駅周辺では、バリアフリー化を推進するとともに、緑化・オープンスペースの設置など、拠点づくりを進めます。
  - ・既存施設の有効活用などにより、地域のニーズにあった地域ケアプラザやコミュニティハウスなど、区民利用施設の提供に努めます。
  - ・港南中央駅周辺では、旧港南区総合庁舎跡地の再整備により、公共サービス機能の強化、集積を進めます。
  - ・港南台駅周辺では、駅のにぎわいや民間主導による都市機能の集積を図ります。
  - ・上永谷駅周辺では、地域のニーズにあった支援やコミュニティの形成などによる商店街の活性化を検討します。
- 駅勢圏が小さい下永谷駅周辺では、生活利便性の向上を進めます。
  - ・駅勢圏が小さい生活拠点周辺では、バリアフリー化を推進するとともに、周辺の拠点や施設との連携を推進し、機能の充実を図ります。

## 2) 商業、業務を中心とした市街地

- 多様な都市機能や複合型集合住宅を集積し、市街地のにぎわいをつくります。

#### ＜背景＞

- ・鉄道駅を中心とした拠点及びその周辺市街地は、商業・業務、公共施設など港南区の中心としての役割や、生活利便施設など多様な日常生活を支える機能が集積した魅力的な拠点を形成することが大切です。
- ・駅利用者の利便性やアクセス性向上のための空間整備・活用が必要です。

#### ＜方針＞

- 鉄道駅の特長や既存ストックに応じた、商業・業務、公共施設の機能集積の強化・維持に努めます。また、開発などの機会を捉え、これらの施設と共に複合型の集合住宅の誘導など、各拠点の特性に応じた土地の有効利用を進めます。
- 駅利用者の利便性や鉄道駅としてふさわしい空間形成のため、緑化や歩行者空間などの整備とともに既存施設の活用などを進めます。
- 港南台駅周辺では、地域のニーズにあった機能集積を図るとともに、土地の高度利用を図ります。

### 3) 住宅と商業、工業施設などの混在する市街地

○住宅地と商業施設などとの共存を図り、活気ある住宅市街地づくりを目指します。

#### <背景>

- ・昭和40年代からの大規模な宅地開発とそれに伴う人口増加は今日では沈静化し、また、少子高齢化の動きにより、人口の減少傾向は続くことが見込まれています。今後は、活気ある市街地を維持していくため、ベッドタウンとしての質を高めていくことが求められています。

#### <方針>

- 幹線道路沿道については、住宅や店舗・事務所などが混在しており、居住環境の保護を図りつつ、店舗・事業所などの共存に努めます。
- 工場や事業所などと住宅が混在する地域は、周辺環境を考慮し、相互が共存できるよう適切な土地利用の誘導に努めます。
- それぞれの生活圏内では、地域の利便性の向上と活気の創出のため、生活により身近なにぎわいのある商店街の振興に努めるとともに、若年層にも魅力のある住宅地の形成に努めます。
  - ・歩いて行ける、自転車で行ける商店街づくりのため、商店街の歩行者空間の確保や駐輪スペースの確保を促進します。
  - ・大規模小売店舗と小規模商店（街）との共存を目指し、行政と事業者、商店主との協議による連携を促進します。
  - ・個別の商店（街）については、地域のニーズにあった多様なサービスの充実により、個性や魅力の向上を促進します。
  - ・住宅と事業所の共存のため、事業者と地域住民との協議、ルールづくりなどを促進します。

### 4) 計画的に開発された住宅地

○周辺地域との調和や住宅の安全性や快適性のための機能改善・既存住宅の利活用などにより、良好な住環境の維持や向上を目指します。

#### <背景>

- ・集合住宅を中心とした中高層の住宅地（野庭、港南台）では、建物の老朽化などが課題です。
- ・低層の住宅地では、道路幅が確保された住宅地が形成されています。今後も良好な住環境の維持、向上が求められます。
- ・人口が減少傾向を示している港南区においては、適正に管理されていない空き家の増加が見込まれます。そのため防災・衛生・景観の悪化などの問題により、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

#### <方針>

- 計画的に開発された住宅地については、周辺地域との調和に配慮した住環境づくりを進めるとともに、住宅の安全性及び快適性のための機能改善並びに既存住宅の利活用などにより、さらなる居住環境の向上を進めます。
  - ・中高層の集合住宅の建て替えや整備に際しては、戸建住宅などの周辺地域との調和のため、高さや緑の保全などについて住民、事業者と周辺住民との協議を行なうことを進めます。

- ・現況の土地利用と用途地域が一致していない中高層の集合住宅が立地する地域においては、用途地域の見直し等の都市計画制度の活用を検討していきます。
  - ・低層の住宅地では、住環境の維持・向上のため、住民相互の協議によるまちづくりを進めます。また、既存ルールについては地域のニーズや社会状況に応じて見直します。
  - ・建替えや新たな宅地開発の際は、周辺の住環境との調和のため、周辺住民と事業者との協議を行なうことを進めます。
- 既存住宅の利活用に向け、情報提供や相談体制を充実するとともに、空き家活用の支援に努めます。
- ゆとりのある空間を活用し、視認性の確保による、防犯に強いまちづくりを進めます。

### 5) その他の住宅地

○防犯・防災や住環境の向上などの観点からまちづくりの促進を目指します。

#### <背景>

- ・古くからの既成市街地で戸建住宅が密集した地域では、オープンスペースの不足や、狭あい道路が多く災害時に避難や緊急車両の進入に支障がある可能性のある住宅地がみられます。
- ・人口が減少傾向を示している港南区においては、空き家の増加が見込まれます。空き家が適正に管理されなければ、防災・衛生・景観の悪化などの問題により、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

#### <方針>

- その他の住宅地では、防犯・防災や住環境の向上などの観点からまちづくりを促進します。
- ・災害に強い住宅地を目指し、行政と住民との積極的な協議により、狭あい道路の拡幅や、緑地等のオープンスペースの確保に努めます。また、住民相互の協議により、まちのルールづくりを図ります。
  - ・建替えや新たな宅地開発の際は、周辺の住環境との調和のため、周辺住民と事業者との協議を行なうことを促進します。
- 既存住宅の利活用に向け、情報提供や相談体制を充実するとともに、空き家活用の支援に努めます。

### 6) 市街化を抑制する地域

○港南区の西部にある市街化調整区域は、市街化を抑制する地域として、残されている農地や緑地の維持・保全に努めます。

#### <背景>

- ・港南区は区全域がほぼ宅地化されており、郊外部でありながら残された緑が少ない区です。
- ・近年では、後継者不足等により耕作放棄地が点在しています。

**<方針>**

- 港南区の西部にある市街化調整区域は、市街化を抑制する地域として、残されている農地や緑地の維持・保全に努めます。
- 農地の転用が目立つ地域では、土地所有者の合意に基づく土地利用のルール化を検討します。

## 7) 緑地・農地

- 区内に点在する小規模農地や樹林地については、市街地の貴重な緑地資源として、地権者の協力のもと維持・保全及び活用に努めます。

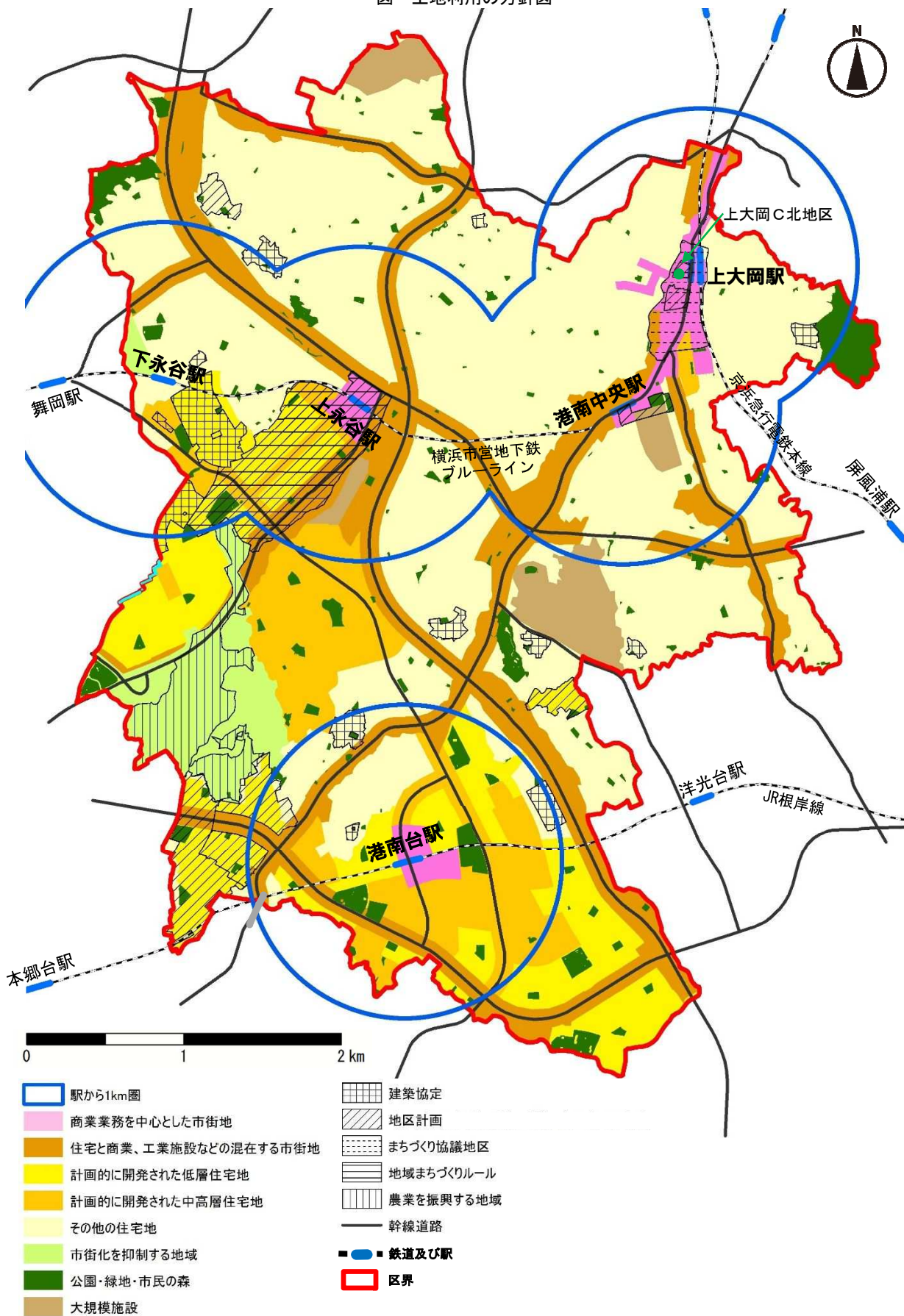
**<背景>**

- ・緑地などは、市街地に潤いを与える貴重な資源として、保全・創出し、活用することが求められています。

**<方針>**

- 市街地に点在する公園や緑地は、市街地に潤いを与える貴重なオープンスペースとして保全に努めます。
- 市街地にある小規模な緑地を区民の潤いと安らぎのある空間として保全に努めます。
  - ・既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、緑地保存地区や特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めます。
- 日野公園墓地などの大規模な公共施設用地は、区民の憩いの場や災害時の緊急避難場所などに活用するための重要なオープンスペースとして維持に努めます。
- 下永谷市民の森や農地など、民間所有地の緑地資源の維持・保全に努めるとともに、区民ニーズに応じた利活用を図ります。
- 公共施設の敷地内・屋上緑化を推進するとともに、区民や事業者との協力により、公開性のある場所での緑化など民間所有地の緑化を促進します。

図 土地利用の方針図



出典：横浜市 都市計画基礎調査(2013(平成25)年)  
 横浜市 都市計画決定データ(2018(平成30)年)を基に加工

## (2) 都市交通の方針

### <目標>

#### 区民の生活にあわせた交通ネットワークづくりが進むまち

- 鉄道駅を中心とした5つの拠点や区内外を結ぶ交通ネットワークづくりを進めます。
- 区民の生活に身近な生活道路の安全性の確保に努めます。
- 区民が歩き、自転車に乗ることを楽しむことができる、地域の資源を活かした魅力ある歩行者・自転車空間づくりを進めます。
- 区民の生活の利便性を向上するため、地域の実情に合った公共交通の充実を促進します。

### 1) 地域を結ぶ幹線道路ネットワーク

#### <背景>

- ・ 広域交通ネットワークを形成する港南区内の自動車専用道路や幹線道路はおおむね整備されています。今後は、幹線道路の事業の推進や、渋滞原因となっている交差点の改良などが求められています。
- ・ 環状2号線を境に南側地区の幹線道路は概ね整備されていますが、北側の地区については、区内を東西に結ぶ幹線道路の整備が遅れています。
- ・ 地区内と幹線道路の連絡及び幹線道路間の連絡の円滑化を図るために主要な地域道路の整備が求められています。

#### <方針>

- 都市間及び市域内交通の円滑化を図るため、国道16号バイパス線（横浜横須賀道路）のインターチェンジへのアクセスの向上に努めます。
- 都市間や市内の各地域間交通の円滑化を図るため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。
  - ・ 横浜藤沢線や下永谷大船線、汐見台平戸線などの幹線道路の未整備区間の整備を進めます。
  - ・ 渋滞の原因箇所や危険性の高い箇所の改良を進めます。
- 拠点、地域間及び幹線道路間を結ぶ交通の円滑化を図るため、主要な地域道路の整備を進めます。
- 渋滞の原因となる交差点や、危険性の高い交差点の改良を進めます。
  - ・ 信号の表示サイクルの改善を促進します。

## 2) 区民に身近な生活道路

### <背景>

- ・区内の生活道路の形状は、地域により大きく異なります。計画的に開発された住宅地では道路幅員が十分確保されていますが、その他の住宅地の中には狭あい道路が多く残る地域があります。区民の日常生活の安全性の向上の面から、狭あい道路の整備が求められています。

### <方針>

- 区民の生活に密着している生活道路については、車両や歩行者、二輪車の通行の円滑化、安全性、利便性の向上、緊急車両の円滑な通行、防災面の向上などの観点から整備に努めます。
  - ・狭あい道路拡幅整備促進路線を中心とした道路の拡幅、所有者の協力による震災時に倒壊のおそれがある危険なブロック塀の解消、見通しの悪い交差点の改良やすみ切りの設置など整備に努めます。
  - ・地域住民や交通管理者などとの連携のもとで、一方通行などの導入による安全性の向上に努めます。
  - ・安全性に課題のある通学路の整備について、スクールゾーン対策協議会や自治会町内会による検討を踏まえて、安全対策を進めます。

## 3) 快適な道路環境

### <背景>

- ・港南区では、幹線道路の整備が進み、その道路の交通量の増大に伴い、周辺環境に与える影響が懸念されています。そのため、沿道への環境に配慮した道路空間づくりが求められています。
- ・今後、更に高齢化が進行することを視野に入れながら、誰もが安全に安心して移動できるように、歩道などを中心に道路のバリアフリー化を進める必要があります。
- ・史跡や公園等、区内に点在する様々な資源を歩行者・自転車空間で結ぶことにより、区民が地域への愛着や親しみを感じることができるようまちづくりが求められています。
- ・住宅地が大半を占める港南区は、歩行者や自転車の安全性の向上が課題となっています。

### <方針>

- 交通量が多い道路については、騒音の軽減など、周辺の環境に配慮した道路空間づくりに努めます。
  - ・低騒音舗装などの整備に努めます。
- 周辺の環境との調和を図るため、沿道の景観形成や緑化に努めます。
  - ・街路樹の整備や景観ガイドラインなどによる沿道の緑化など景観誘導を行い、環境形成に努めます。
- 高齢者や障害者など誰もが自由に移動できるようにするため、道路のバリアフリー化を促進します。
  - ・段差の解消や障害物の除去、視覚障害者誘導用ブロックなどの設置、分かりやすい標識や案内板の設置及び電柱の道路外への移設などによる無電柱化を検討します。



- 地域に残されている自然や公園、史跡、活気ある商店街をつなぎ、地域資源を活かした空間づくりに努めます。
  - ・歩道や街路樹の維持管理などに努めます。
  - ・馬洗川せせらぎ緑道と舞岡公園を結ぶ上永谷線は、歩行者自転車専用道路として整備を進めます。
  - ・環状2号線の歩道、平戸永谷川のプロムナードなどの保全に努めます。
- 歩行者や自転車の安全性の確保に努めます。
  - ・生活道路については、防犯対策の実施や所有者の協力による沿道の危険なブロック塀の解消などに努めます。
  - ・商店街の歩行者空間の確保など、歩行者等が楽しめる空間づくりに努めます。
  - ・スクールゾーン対策協議会との協議による、カラーベルトの設置等を進めます。
  - ・交通管理者との連携により、交通安全の啓発を行います。

#### 4) 利用しやすい公共交通ネットワーク

##### <背景>

- ・港南区には、京浜急行電鉄本線、JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーラインの3本の鉄道に6つの駅が整備され、区民の活動を支える重要な交通手段として利用されています。今後は、駅周辺の利便性の向上や、バス路線の充実による公共交通ネットワークの充実が求められています。
- ・バス路線は区民の重要な移動手段としての役割を担っていますが、起伏の激しい地域での運行が困難となっており、地域交通の確保が課題となっています。
- ・区民の活動を支える公共交通網については、高齢者や障害者など誰もが安全に安心して移動できるよう、バリアフリー化を進めることが求められています。

##### <方針>

- 区民の活動を支える公共交通網の利便性の向上のため、バス路線の充実を進めます。
  - ・バスの利便性向上のため、区全体のバス路線のあり方や、区民の生活実態に合わせたバス路線の再編をバス事業者の協力のもと検討に努めます。
  - ・バス路線の再編などのバスの運行に関する検討の際には、バス事業者だけではなく、地元自治会町内会や地域住民の参加による検討に努めます。
  - ・道路が狭いなどの理由によりバス路線のない地域については、地域交通サポート事業における地域住民の取組（小型バスや乗合タクシー等の導入）を支援します。
- 駅及び駅周辺は、関係事業者（鉄道事業者、道路管理者、交通管理者）の協力のもと、誰もが安全で自由に移動できる空間の確保を促進します。
  - ・駅周辺は関係事業者の協力のもと区民が安心して歩行できるエリアとして、歩行空間のバリアフリー化や歩行者のマナーの啓発などにより、歩行者の安全性の確保に努めます。
- 横浜市内の主要な生活拠点を結ぶことで交通利便性の向上を図る横浜環状鉄道については、整備効果や事業性を高める方策等の検討を進めます。

図 都市交通の方針図



出典：横浜市 都市計画基礎調査(2013(平成25)年)データを加工

### (3) 都市環境の方針

#### <目標>

#### 水と緑を活かした環境にやさしいまち

- 区内を流れる河川や公園・緑地の緑など、地形や自然を活かした水と緑のネットワークづくりを目指します。
- 効率的なエネルギー利用を推進し、環境にやさしいまちづくりを目指します。

#### 1) 水と緑をつくる

##### <背景>

- ・緑地や河川のプロムナードなど個別の整備は進められてきています。今後はそれらを総合的な視点で捉え、区内をゆっくりと安心して、楽しみながら散歩できる空間の整備を進めることが求められています。
- ・港南区には都市公園として、都市緑地2箇所、総合公園1箇所、地区公園3箇所、近隣公園12箇所、そして街区公園が163箇所あります（平成30年4月現在）。しかし、一公園当たり面積や一人当たり公園面積は横浜市の中でも低く、小さな公園は多いが大きな公園、緑地が少ないのが現状です。

##### <方針>

- 河川を中心とした「水」と、公園・緑地や農地を中心とした「緑」の資源を、個性と潤いを感じることができる拠点や場として保全・活用します。
  - ・水辺愛護会などと連携し、大岡川や平戸永谷川、馬洗川などの河川沿いに花などを植え、区民が楽しく散策することができるプロムナードの環境づくりに努めます。
- 河川沿いでは、多様な生物が生息するように水辺環境の保全・再生を進めます。
  - ・水辺環境の整備や河川清掃により、魚、トンボ、水鳥など多様な生物が生息できる水辺環境を創出します。
  - ・雨水の地下浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透能力を高めることで、まちに豊かな水の流れを呼び戻す自然な水循環を回復させます。
- 公共施設の敷地内・屋上緑化を推進するとともに、区民や事業者との協力により、公開性のある場所の緑化など民間所有地の緑化を促進します。

## 2) 水と緑をまもる

### <背景>

- ・港南区は、大岡川、平戸永谷川を中心に、かつての武蔵国、相模国の国境を流域界としていくつかの河川が流れています。近年、河川のプロムナードの整備が進み、区民活動も活発になり、河川環境が少しずつ改善されつつあります。また、それらの区民活動へ子どもたちが参加する場面が増え、河川は環境教育の場としての役割も担っています。
- ・港南区の農地は、市街化の進行とともに減少してきましたが、野庭地域には農業専用地区として保全されている地区があります。まとまった農地と周辺の緑地が織り成す良好な自然空間を形成しています。
- ・区内には小規模な農地が散在しており、これらの農地は都市の中の緑地としての役割を果たしています。しかし、土地の相続時には、農地として残りにくい状況にあり、農地としての継承が課題となっています。
- ・円海山の周辺地区は、多摩丘陵と三浦半島のつなぎ目に位置し、市内最大の連続した緑地となっており、緑の10大拠点のひとつであると同時に、「横浜つながりの森」としても位置付けられています。

### <方針>

- 河川や水路とその河川周辺において区民が親しめる環境整備に努めます。
  - ・ボランティアによる河川清掃への参画を呼びかけるなどして、区民の環境美化の活動を支援します。
  - ・出前講座等により河川環境づくりに関する教育を支援します。
- 関係機関の協力のもと、河川の流域を単位とした環境づくりやまちづくりの取組に努めます。
- 公園・緑地は、規模や地域特性に応じて適切な整備、利活用を図ります。
  - ・日野中央公園と久良岐公園・下永谷市民の森や日野公園墓地など大規模な公園・緑地は区民との協力により、潤いと安らぎのある空間としてその保全・活用に努めます。
  - ・区民の身近にある公園（地区公園・近隣公園・街区公園）は、まちの魅力を高め、さらには文化を醸成する場であり、また、災害時のいっとき避難場所としての重要な都市施設となっていることから、区民との協力により維持・管理に努めます。
  - ・区民の多様なニーズに応えられるように、公園愛護会をはじめとした区民との協働により、公園それぞれに個性を持たせた維持・管理を進めます。

- 区内の良好な自然空間を形成している農地の保全・活用に努めます。
  - ・市街地に点在する生産緑地や小規模な農地は、所有者と周辺住民との協力により貴重なオープンスペースや災害時の避難場所など、農地の持つ多面的な機能を活かし、保全・活用に努めます。
  - ・野庭農業専用地区と市街化調整区域を含むその周辺地域では、生産振興など農業経営を支援する取組により、持続できる都市農業を進めます。
  - ・地域でとれた農作物を区民が消費できる仕組みづくりを支援します。
  - ・区内の小規模農地を保全するため、市民農園の開設を促進します。
  - ・農家の後継者や担い手に対しては、営農環境の変化にも対応しうる地産地消などの都市農業への推進を促進します。
- 区内にある貴重な緑地を区民の潤いと安らぎのある空間として保全に努めます。
  - ・既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めます。
  - ・市街化を抑制する地域においては、従来緑の維持・保全を重点的にを行います。

### 3) 環境にやさしいまちの形成

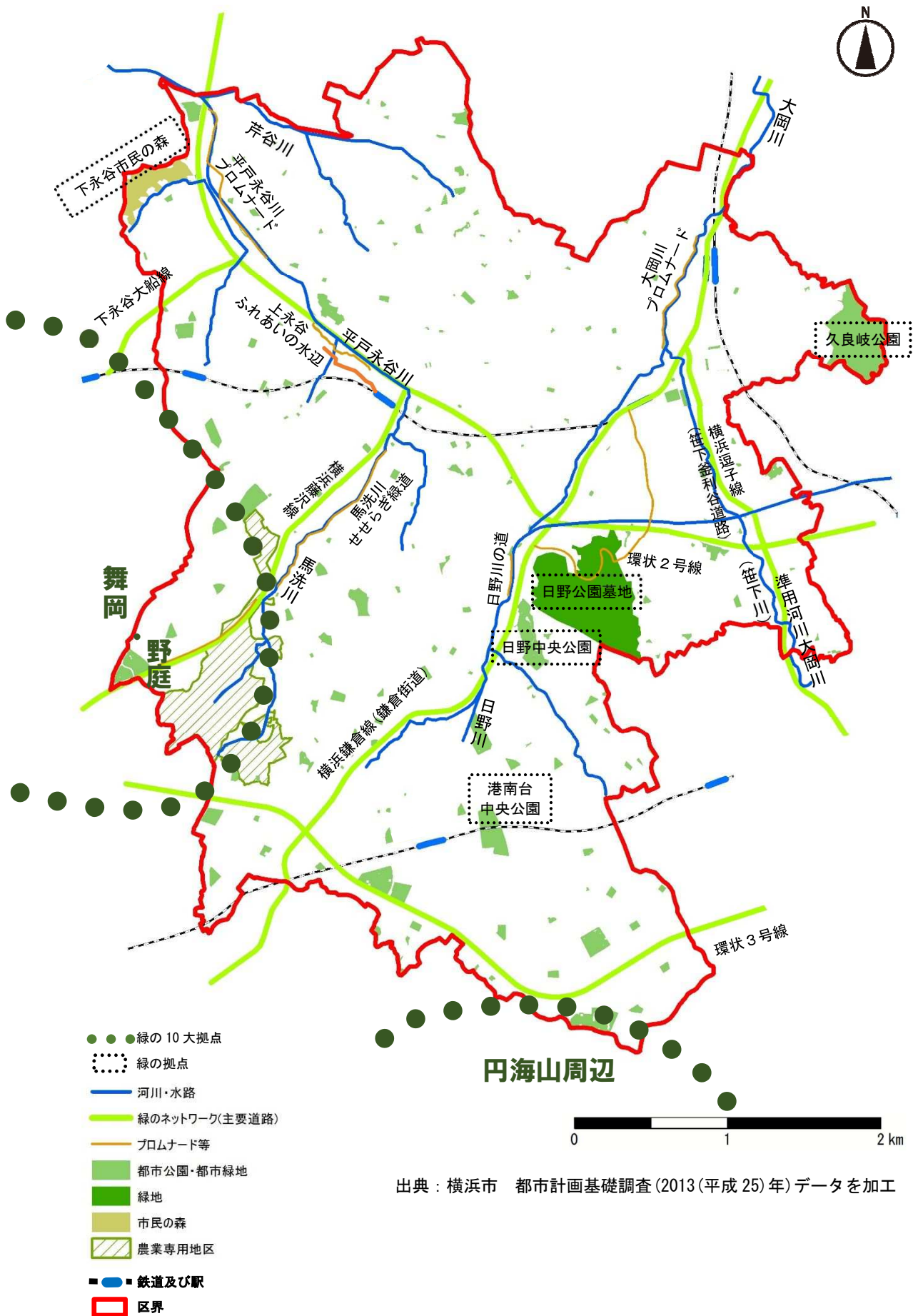
#### <背景>

- ・環境に配慮したまちづくりや環境にやさしいライフスタイルを支えるまちづくりを行う必要があります。
- ・都心部におけるヒートアイランド現象を緩和するためには、郊外部の大規模な緑地や農地、市街地に残る緑の保全や創出が求められます。

#### <方針>

- 環境にやさしい交通環境の整備
  - ・鉄道駅周辺を中心に、公共施設までの主な経路における歩行環境の整備など、環境にやさしいまちの創出に努めます。
  - ・まちの回遊性向上や環境負荷の低減のため、自転車を共有する仕組みづくりの検討に努めます。
  - ・バイオ燃料の利用推進や燃料電池車、電気自動車などの低公害車の普及や啓発など、環境負荷軽減に係る活動に努めます。
- 環境負荷の低減
  - ・太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー利用の促進やエネルギー利用の抑制、効率化を推進し、二酸化炭素など温室効果ガス排出量の削減を促進・啓発します。
  - ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、区民・事業者と連携してごみと資源利用の総量を削減します。
- 緑地の保全、整備
  - ・既存の大規模な樹林地などの緑地をクールスポットとして維持・保全するとともに、屋上、壁面の緑化を導入するなど、緑の創出に努めます。

図 都市環境方針図



## (4) 都市の魅力の方針

### <目標>

#### 歴史を活かした個性と魅力のあるまち

- 相模国と武蔵国の国境としての歴史的史跡などを保全するとともに、港南区の個性を活かした新しい文化を育み、歴史と文化を大切にしまちづくりを目指します。
- 住宅市街地や公共施設の整備に際しては、景観や眺望に配慮したまちづくりを進めます。

### 1) 地域の歴史や個性を活かしたまちづくりの推進

#### <背景>

- ・港南区は、武蔵国と相模国の国境としての名残を残す史跡や、市の指定文化財となっている春日神社をはじめとする寺社など、歴史的な史跡が多く残されています。現在、パンフレットや標識などによる史跡案内を行なっている一方で、周辺環境が整備されていない箇所がみられます。区民が日常的に親しめるよう、さらなるPRと、史跡などの周辺環境もあわせた整備を進めることが課題となっています。

#### <方針>

- 史跡の保全とともに、史跡をゆっくり歩き、楽しめるまちづくりを推進します。
  - ・鎮守の森として形づくられている天満宮、神明社などの神社は、神社、森や近くを流れる河川などを中心に、地域の環境整備に努めます。
- 区民が港南区の史跡や地理、歴史を学び、伝承する環境づくりを行います。
  - ・区民と行政の協力で、港南区内にある史跡などのPRに努めます。

### 2) 景観・環境を活かしたまちづくりの推進

#### <背景>

- ・港南区の地形は、起伏があり変化に富み、富士山が望める眺望のよい場所もあります。
- ・計画的に開発された住宅市街地の一部では、緑化や無電柱化など景観に配慮してまちがつくられています。しかし多くの住宅市街地は、景観に配慮して形成されているとはいえ、以前の眺望も失われつつあります。今後は、まちの景観や眺望を大切にしまちづくりが望まれます。

#### <方針>

- 地域の特徴ある景観をつくるため、地形や緑を活かし、景観や眺望を大切にしまちづくりを進めます。
  - ・区民の参加により、景観を大切にしまちづくりルールの策定を検討します。
- 公共施設は、その用途や地域特性、歴史・文化に配慮した整備を進めます。
  - ・ゆとりある空間の創出や周囲のまちなみとの調和、地域が持つ特性や文化に配慮し、良好な景観の形成を進めます。

## 【コラム】丸山台の石碑

丸山台地区内の各所にまつられていた石碑や道標について、昭和40年代の住宅地開発の際に損傷を受けないよう、丸山台土地区画整理組合が一時的に保管し、最終的に現在の丸山台第2自治会館脇に安置されました。

丸山台自治会では、これらの石碑の故事来歴を詳しく調べ、保存活動をしています。



(右手前より)

- ・堅牢地神塔(1871(明治4)年)
- ・旧馬洗橋庚申塔道標  
(1722(享保7)年)
- ・廻国塔(1778(安政7)年)
- ・道祖神塔(1877(明治10)年)
- ・社軍司塔(1904(明治37)年)
- ・不明

### 横浜市地域文化財（堅牢地神塔）

一番手前の石碑は、2009(平成21)年度の横浜市地域文化財に登録された堅牢地神塔の道標です。

以前は、鎌倉方面から旧馬洗橋経由弘明寺方面へ通じる街道沿いにありましたが、開発に伴い現在地に移されました。

塔身の右側面には「右加満くら道」、左側面には「左横濱道」と文字が刻まれています。

また、上部台座には「丸山講中」とあり、地域に根づいた史跡であることが分かるとともに、鎌倉から戸塚宿を経て当地に至り、弘明寺から横浜に通じる街道があったことを示しています。



### 横浜市地域文化財（旧馬洗橋庚申塔道標）

手前から二つ目のものが、2006(平成18)年度の横浜市地域文化財として登録された馬洗橋の道標です。

1722(享保7)年に「鎌倉古道 下の道」と「戸塚道」の分岐点である「馬洗橋」に設置された道標です。

塔身の正面には、青面金剛像が刻まれており、右側面には「右とつかみち」、左側面には「左かまくらみち」とあることから、この庚申塔が江戸時代の庶民信仰を表すばかりでなく、道標の役割を果たしていたことが分かります。





## (5) 都市活力の方針

### <目標>

#### 区民の活動を支える場と仕組みが充実したまち

- 地域での様々な区民の活動を支援するため、活動の場づくりと仕組みづくりを進めます。
- 便利で機能的な住宅市街地を実現するため、持続可能な住環境づくりを進めます。
- いつまでも地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

### 1) 区民活動の支援の推進

#### <背景>

- ・2009(平成21)年以降、コミュニティハウスや地域ケアプラザなど、港南区内の区民利用施設の立地が進んでいます。区全域が市街化されている港南区においては、これら地域住民の拠点をより使いやすくしていくことが必要です。
- ・教育・文化・福祉施設については、それぞれの機能の充実・強化を図るだけでなく、区民の活動の拠点としても活用することが求められています。

#### <方針>

- 高齢者や子育てのサポート、青少年の健全育成など、福祉や教育、交流などの課題に対して地域で取り組むため、地域のニーズや特性に合わせた施設の適正配置と、区民が主体的に地域の活動に関われる仕組みづくりを進めます。
  - ・区民利用施設の未整備地域への整備を進めます。また、既存の施設については、区民が安全に安心して利用できるよう、バリアフリー化を進めます。
  - ・既存の区民利用施設をより使いやすい区民の活動拠点とするため、アクセスの向上と併せ、施設の多目的利用化を進めます。
  - ・区民の生活に身近な場づくりと地域の活性化のため、区民の活動の場として学校の余裕教室の活用を促進します。
  - ・講習会の実施、専門家派遣など、区民の活動を支援します。
  - ・情報の分野からも区民の活動を支えるため、区民利用施設や駅などへの情報拠点の設置を検討します。また、区民などによる情報発信の支援を検討します。
  - ・身近な地域における高齢者や子育てのサポート、青少年の健全育成など、地域課題の解決を目指します。

### 2) 地域活力の維持・向上による、住み続けられる持続可能なまちづくりの推進

#### <背景>

- ・区内には大規模緑地や水辺などの水・緑環境が存在し、区民に親しまれています。そのほかにも、歴史や文化を感じられる史跡、上大岡や港南台など活気ある商店街があります。
- ・今後、人口減少が想定されますが、活気ある市街地を維持していくため、若年層にも魅力のある、便利で暮らしやすいまちにしていくことが求められています。
- ・高齢化に伴い、医療や介護のニーズが高まり、近年では医療・福祉に関する産業への従業者も増加しています。

### ＜方針＞

- 誰もが暮らしやすいまちにすることにより、活気ある住宅市街地づくりを目指します。
  - ・生活圏内でのライフステージにあわせた住み替えなどを可能とする、若年層にも住みやすく魅力のある住宅地の形成を促進します。
  - ・地域のニーズに合った医療・福祉施設の充実を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境をつくとともに、身近な就労の場のひとつとして、地域で働く場づくりにつなげます。
- 地域との協働による公園や水辺の管理を推進し、地域に愛着が持てる環境づくりを目指します。
  - ・区民によるハマロード・サポーター、公園愛護会、水辺愛護会などの活動を支援します。
- 地域コミュニティの中心としての商店街の活性化を目指します。
  - ・商店街は、地域の中心として、買い物をしながら交流できる地域コミュニティの核としての役割を担っています。そのため、商店街及び商店への支援制度や仕組みを活用し、商店街の活性化を図ります。
  - ・商店街の空き店舗については、新たな店舗の出店や身近な就労場所の確保に向けた支援制度を活用し、商店街の活性化を図ります。
  - ・住まいの近くの商店街を大切にするとともに、商店街振興に努めます。

### 【コラム】 笹下川クリーンアップ

「笹下川をきれいにし、ホテルの住めるようなふるさとの川を取り戻そう」を目標として、笹下川再生プロジェクト主催の『笹下川クリーンアップ』が、春と秋の年2回行われています。また、このほかに会員による川底清掃を年4回行っています。これまでの清掃活動で、たくさんの生き物が戻ってきています。清掃活動のほかにも川沿いの花壇の整備や、講座「川の学校」などの開催、これらの情報発信など、実体験を通して自然への関心を高め、生き物のつながりを学べる仕組みをつくっています。



活動には、子どもからシニア世代までの幅広い層が参加し、活動を通して地域の中の異世代交流がなされています。

### 第25回横浜環境活動賞 市民の部実践賞及び生物多様性特別賞を受賞しました

笹下川再生プロジェクトは、2018（平成30）年に、今までの活動内容が認められ、第25回横浜環境活動賞市民の部実践賞を受賞、併せて生物の生息・生育環境の保全や、地域の中で自然を実体験できる取組が評価され生物多様性特別賞も受賞しました。



## (6) 都市防災の方針

### <目標>

#### 被害を出さないまちづくりと地域づくり

- 住宅地においても都市基盤の整備状況によっては防災対策が異なることから、地域の特性に対応した災害対策の強化を進めます。
- 環境や防災・防犯に配慮した快適性の高い道路環境づくりを進めます。
- 「自助」「共助」「公助」による防災・減災のまちづくりを基本とし、災害に強い仕組みづくりを進めます。
- 地域住民による防犯活動の支援や、防犯灯・安全灯の維持管理、空き家対策など、安心して暮らせるまちの維持、充実に努めます。

### 1) 地域の実情に即した災害対策

#### <背景>

- ・都市基盤の整備された住宅市街地、狭あい道路の多い住宅市街地、大規模団地、幹線道路沿道の住宅地など、まちの状況は様々であり、地域の課題や実情に即した防災対策が必要です。
- ・気候変動の影響等により、近年、局地的な大雨が増加傾向にあります。区内には急傾斜地や崖地が点在しており、大雨による被害を防ぐための水害対策や土砂災害対策が必要です。

#### <方針>

##### ○地震や火災に強いまちづくり

- ・緊急輸送路に指定されている幹線道路沿道や老朽木造住宅が連たんしている地域においては、建物の耐震化や不燃化の促進に努めます。
- ・耐震基準を満たしていない建築物について、耐震診断や耐震化の促進に努めます。
- ・災害時の避難路や輸送路としての機能を確保するため、防災上の観点から重要な道路を中心として無電柱化を推進するとともに、所有者の協力による沿道の危険なブロックの解消に努めます。
- ・燃えにくいまちの実現及び安全で良好な住環境の形成のため、「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定している整備促進路線を中心に、地域住民の協力のもと道路拡幅整備の促進を図ります。
- ・震災時に電気・ガス・上下水道などのライフラインが十分確保できるよう、耐震対策や停電時に対応可能な高効率分散型電源等の導入による電源の多重化を図り、防災機能の向上を進めます。
- ・市街地に散在する小規模な農地については、地権者の協力を得て災害時の避難空間に活用される防災協力農地への登録促進に努めます。
- ・地域防災拠点に災害用はまっこトイレ（下水道直結式トイレ）の整備を進めます。

##### ○大雨に強いまちづくり

- ・水害に強いまちにするため、未改修の河川（日野川上流区間）については、地域住民と協働して貴重な水辺空間の創出を併せた治水対策を促進します。

- ・局所的な大雨による内水被害については、流域全体での水循環再生のため、建物内への雨水貯留や雨水浸透施設の設置に努めます。
- ・崖崩れが予想される区域については、崖地所有者に崖地の改善に向けた助成金制度の活用を促すことで、土砂災害による被害の軽減に向けた取組を進めます。
- ・内水・洪水ハザードマップ等の活用による災害対策の啓発に努めます。

## 2) 災害に強い地域づくりの推進

### ＜背景＞

- ・大規模地震発生時の応急対策においては、地域住民相互の助け合いや民間企業等の協力による救援、支援活動が重要となりますが、事前の備えを進めるための仕組みづくりが必要です。
- ・住宅地が大半を占める港南区は、災害時の延焼防止や避難路の確保が課題となっています。
- ・災害時に避難生活を送る場である地域防災拠点は、拠点機能の強化や円滑な運営が求められています。

### ＜方針＞

- 円滑な避難や応急対策が可能となるよう、備えを充実していきます。
  - ・公共施設の管理者と協力し、災害時要援護者等の福祉避難所や帰宅困難者の一時滞在施設等の支援施設として活用します。
  - ・民間施設の管理者と協力し、災害時に避難場所が不足した場合の補充的避難場所として活用できるよう、体制を整えます。
- 災害に強い人づくり・地域づくり
  - ・区民一人ひとりが、自らの命は自ら守るという「自助」の観点から、「港南区防災5箇条」にある基本的な取組を進めます。
  - ・日頃の地域住民による「つながり」「支えあい」「見守り」が、発災時に適切な行動を取るため重要となりますので、これら共助の取組を進めます。
  - ・自治会町内会による防災組織は、区や消防署等と連携し、日常的な防災の取組に努めます。
  - ・災害時要援護者については、自治会町内会が事業者や区と連携して、安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。
  - ・災害時の避難先の周知や、地域防災拠点訓練への参加を進めます。
  - ・初期消火器具等の整備を促進し、地域の初期消火力を高めます。
  - ・防災・防犯上、問題となり得る老朽化した空き家等について、所有者の協力のもと、適切な対応に努めます。

## 3) 地域の防犯力の向上

### ＜背景＞

- ・まちが成熟するに従って、犯罪対策においても地域が果たす役割はますます大きくなってきています。

### ＜方針＞

- 防犯や住環境の向上などの観点からまちづくりを促進します。
  - ・地域が行う防犯パトロールや地域防犯活動拠点など防犯活動への支援、地域における防犯意識の向上を促進します。

- ・防犯灯の設置、公園・道路の植栽の工夫、垣柵や曲がり角の視認性の改善などによる見通しの確保等、まちの防犯性を高めます。
  - ・管理の行き届いていない空き家等の所有者への啓発、流通・活用促進などを柱とした総合的な空き家対策を推進し、犯罪の発生を抑止します。
- 多様化している犯罪に対し、地域の知恵と力を活かした防犯力を高めるため、区民の自主的な防犯の取組を支援するとともに、行政と地域、警察が連携したまちの防犯力の向上に努めます。

## 【コラム】港南区防災5箇条

29年度 特集 保存版 一人ひとりの備えから始まる **地域防災**

まずは自分の身を守ろう! **防災5箇条**

- 1 話し合おう!**  
…家族の連絡どうするの?  
連絡手段として、NTTの災害用伝言ダイヤル(171)、通信各社の災害用伝言板、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などの使用方法を確かめておきましょう。
- 2 備えよう!**  
…最低でも、食料・飲み水3日分  
飲料水(目安:3日分で1人当たり9ℓ)  
非常食  
トイレパック(目安:3日分で1人当たり15パック)  
水洗トイレが使えないときのための凝固剤と袋のセットです。  
ホームセンターなどで売っています。  
リュックに最小限のものをまとめて、すぐに取り出せる場所に置いておきましょう!  
服用している薬は切らさないうちに処方を受けましょう  
**ローリングストックのすすめ**  
非常食にもなる食品(缶詰や乾物など)を買い置きして、ふだんの食事の中で定期的に消費し、足りなくなったら分を買い足すという備蓄方法です。  
パンフレット「いざというときの食」にはレシピも載っています
- 3 圧死から身を守ろう!**  
…家具の転倒防止と耐震対策  
背の高い家具やテレビなどの動きやすいものに取り付けましょう。ホームセンターなどで売っています。  
金具(L字金具やチェーン)    ボール式器具(突っ張り棒)    粘着マット・粘着ベルト
- 4 避難時は!**  
…電気・ガスの元栓切って  
電気が復旧した時に断線したコードなどから出火するのを防ぐためです。地震の揺れを受けて自動的にブレーカーが落ちる「感震ブレーカー」もあります。
- 5 地震だ!**  
…となり近所に声かけて、まずは「いざというとき避難場所」  
地震発生後にお互いの安否や被害状況を確認するため、まずは情報をいざというとき避難場所に集ましましょう!  
いざというとき避難場所は、区内の全ての自治会町内会で決まっています。  
このような看板でいざというとき避難場所を案内している自治会町内会もあります。▶

**いざというとき避難場所**  
この地域の避難所(避難場所)です  
区まわり小学校(避難場所)で  
九九天 ひまわり町内会

**広域避難場所**  
大規模な火災による熱や煙から身体を守るため、一時的に避難する場所です。  
地域防災拠点などの場所と一覧表は、防災マップや区ホームページでチェック!

**地域防災拠点**  
自宅の倒壊などで生活拠点を失った人が、避難生活を送る場所です。自分がこの地域防災拠点へ避難するのか、確認しておきましょう。

**自宅**  
自宅に被害がなければ、帰宅します。  
このほか、高齢者や障害者などで特別な配慮が必要な人がいる場合、地域ケアプラザなどに「特別避難場所(福祉避難所)」が開設されます。

出典：広報よこはま 2017(平成29)年9月号／港南区版

## 【コラム】地域防災拠点の訓練

地域防災拠点の訓練は「消火器の取扱い」、「防災指導型訓練」のほか、地域防災拠点訓練マニュアル(2009(平成21)年12月)に基づき、住民が避難所生活を送るための効果的な開設・運営の訓練を行っています。



図 都市防災方針図

